

事務連絡  
令和8年3月17日

岩手県 漁港・漁場・漁村・海岸・災害関係事業担当主務課長 殿  
宮城県 漁港・漁場・漁村・海岸・災害関係事業担当主務課長 殿

水産庁漁港漁場整備部事業課  
課長補佐（施工積算班）

令和8年度 東日本大震災の復旧・復興事業等における  
積算方法等の終了に係る暫定措置について

工事の予定価格の作成については、「令和7年度 東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等について」（令和7年4月1日付け事務連絡）により、参考通知しているところです。

今般、東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等の終了に係り、暫定的に下記のとおり措置することとしたので、参考までに通知します。

なお、貴管下の関係市町村に対しては貴職からこの旨通知願います。

附則

本通知は、令和8年4月1日より適用する。

なお、「令和7年度 東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等について」（令和7年4月1日付け事務連絡）は令和8年3月31日をもって廃止する。

## 記

### 1. 適用対象工事

岩手県、宮城県内で実施される工事で、令和8年4月1日以降に入札書提出期限日を設定する工事。

### 2. 補正方法

#### (1) 間接工事費の補正

【対象工事】全ての土木工事

【補正係数】「漁港漁場関係工事積算基準」等により各工種区分に従って対象額ごとに求めた共通仮設費率及び現場管理費率に、それぞれ表1の補正係数を乗じるものとする。

表1 間接工事費の補正係数

間接工事費	補正係数
共通仮設費	1.3
現場管理費	1.1

### 3. 適用にあたって

#### (1) 令和8年4月1日以降に入札契約手続きを開始する工事

当該補正を行って積算を行う工事であることを明記し、予定価格の算出にあたっては、本通知に基づき算出すること。

#### (2) 本通知の適用期限について

令和9年3月31日までに入札書提出期限日を設定する工事に適用する。

### 4. 既契約工事について

既契約工事については、本運用の適用対象外とする。